

植民地官僚のインド問題認識

—吉村源太郎を手掛かりとして—

加藤道也[†]

キーワード：吉村源太郎，植民地官僚，インド，イギリス帝国，植民地統治

1. はじめに

1914年に勃発した第1次世界大戦は、帝国主義諸国にとって大きな転機となった。大戦中にアメリカ大統領ウィルソンによって提唱された民族自決主義は、被統治民族を刺激し、植民地における国民運動を激化させたからである。当時、世界最大の植民地帝国であったイギリスは、第1次大戦の参戦にあたりカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦などの自治領やインドなどの直轄植民地から兵力を動員したため、彼らの発言力が増していた。イギリスは、国民運動の高揚を抑えつつ植民地からの戦時協力を獲得するという困難な舵取りを迫られたのである。

日清・日露戦争の結果、台湾および朝鮮、関東州といった植民地および影響圏を獲得した日本もイギリスと同様の問題に直面していた。したがってイギリス植民地の動向は重要な関心事であり、拓殖局が多くの調査・研究を行っていた。本稿で取り上げる拓殖局囑託吉村源太郎による調査・研究もその一つであった。

近年の日本植民地研究においては、いわゆる植民地官僚の経歴や著作を詳細に検討し、そこから彼らの帝国主義観を析出し、その背景にある日本帝国主義の実態解明を試みる研

* 本論文をきめ細かく査読の上、本質的な指摘をいただいた査読者に心より感謝する。

† 大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

草稿提出日 10月10日

最終原稿提出日 12月18日

究が盛んになりつつある。¹⁾ 筆者も本稿で取り上げる吉村源太郎について、その経歴や著作を分析し、イギリス植民地であったアイルランドやエジプトについて吉村がどのような見解を持っていたかについていくつかの見解を示している。そこで見られた吉村の基本的な見解は、自治植民地と直轄植民地からなるイギリス帝国における安定的統治のためには情勢に応じた統治方法が採用されるべきであるが、イギリス帝国はそれに苦慮しており、それは主にアイルランドやエジプトなどにおける異民族統治の困難に起因している。日本帝国植民地・影響圏の安定的統治のためには、イギリスの異民族統治の失敗例から反面教師の教訓を読み取るべきである、ということであった。

本稿で検討するイギリス帝国のインド植民地も異民族統治の事例であるが、吉村がそれらを具体的にどのように見ていたのかを知るにあたり必要と思われる吉村の重要な経歴等につき重複を厭わず言及しておこう。

吉村源太郎は、1875年11月20日、東京府に生まれた。1892年3月、東京府尋常中学校（現都立日比谷高等学校）を卒業した後、第一高等学校を経て、1895年9月、東京帝国大学法科大学に進んだ。1899年7月10日、吉村は同大学法律学科を79名中4位の好成績で卒業、同年7月16日付で内務省に入省し、台湾課属となった。彼はさらに北海道課属としても勤務した。内務省に入省後、1899年11月には、文官高等試験に31名中7位で合格している。1900年9月、吉村は石川県参事官として地方勤務となり、1901年4月には静岡県参事官に転じた。そして1902年3月には法制局参事官に任じられた。法制局参事官としての吉村は、国内に出張するのみではなく、1905年4月には台湾へ、同年7月には清国福州廈門および英領香港へ、1907年6月には韓国および満洲へ、同年8月にはロシア領ウラジオストック

1) 加藤聖文「植民地統治における官僚人事—伊沢多喜男と植民地—」大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版 2003年、木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、李炯植「『文化統治』初期における朝鮮総督府官僚の統治構想」『史学雑誌』115（4）2006年4月、岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本—』三元社 2008年、松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察—1905～1945年』校倉書房 2009年、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣 2009年、などが代表的である。また、拙稿「朝鮮総督府官僚のアイルランド認識—時永浦三を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第11巻第1号 2009年9月、拙稿「時永浦三のアメリカ調査報告—アメリカにおける朝鮮独立運動とアイルランド独立運動—」『大阪産業大学経済論集』第11巻第2号 2010年1月、および拙稿「内地時代の時永浦三—朝鮮総督府出身官僚の内地行政官としての経歴をめぐって—」『大阪産業大学経済論集』第11巻第3号 2010年6月、も参照されたい。また、本稿で検討する吉村源太郎については、筆者も拙稿「植民地官僚のアイルランド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第1号 2010年9月、および同「植民地官僚のイギリス帝国認識—吉村源太郎とエジプト問題—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第2号 2011年2月、において詳細な経歴と著作の分析を試みた。

へ出張し、日本の植民地支配における重要地域に赴き知見を広めていった。

法制局参事官として日本の植民地に関する知識を深めた吉村は、1908年7月、日露戦争の結果、日本が租借した関東州に関東都督府参事官として赴任することとなった。赴任して間もなくの1909年2月、植民地統治に関する調査を行うため、イギリスをはじめとする欧米各国およびアフリカへ1年半余りにわたり派遣されることとなった。出張中の1910年5月5日、吉村は関東都督府事務官兼任を命じられ、同月9日、大連民政署長に任じられた。以後吉村は、日本の植民地官僚として重要な役割を果たしていくことになる。吉村の大連民政署長任命を伝える現地の新聞は、「頭脳明晰亦頗る勉強家」として吉村について報じ、その手腕に大きな期待を寄せていた。

吉村は1911年5月29日、勅任官である関東都督府外事総長（参事官兼任）に任ぜられ、清国およびロシアとの外交折衝を精力的にこなしていった。順風満帆に見えた吉村の植民地官僚生活であったが、1914年8月28日、関東都督府参事官の兼任を解かれ、同年10月5日、文官分限令第11条第1項第4号により休職となった。休職満期である2年間が経過しても吉村は復帰することはなかった。そして1916年11月2日、特旨を以て位1級を被進され、従4位勲4等に叙せられた。この時、吉村源太郎は40歳であった。

退職となった吉村は、その1年後に、1917年7月に内閣に再設置された拓殖局の嘱託となり、イギリス植民地を中心とした欧米諸国の植民地に関する調査研究に従事し、多くの報告書を作成するとともに、雑誌にも寄稿し植民地に関する意見を表明している。1945年8月10日、夫人を亡くした吉村は、同月21日、逝去した。享年69歳であった。²⁾

先にも述べたが、吉村はイギリス帝国がいかにしてその統一性を維持しうるかに関心があり、その鍵は異民族統治の成否にあると考えていた。異民族統治地域として当時イギリス国内で最大であったインドについて吉村は、拓殖局嘱託として2編の報告書を執筆した。1920年8月の『印度統治改革問題』³⁾そして1921年3月の『印度ノ國民運動』⁴⁾である。また、これらの報告書だけでなく、『外交時報』にイギリスによるインド統治に関する論考を5編発表している。⁵⁾

植民地官僚に関する研究は多いが、筆者が知る限り、これらの吉村報告書や諸論考に対

2) 拙稿「植民地官僚のアイランド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第1号 2010年9月、57頁-60頁。

3) 吉村源太郎『印度統治改革問題』拓殖局 1920年8月。

4) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』1921年3月。

5) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」『外交時報』第409号 1921年11月、同「印度統治の前途如何」『外交時報』第425号 1922年7月、同「英國労働党内閣と印度統治」『外交時報』第464号 1924年4月、同「印度に於ける政情の変遷」『外交時報』第530号 1927年1月、同「印度憲法の将来」『外交時報』第684号 1933年6月。

する言及はいまだなされたことはない。本稿では、吉村報告書やインド関係諸論考を、イギリスによる植民地インド統治に関する先行研究⁶⁾を念頭に置きながら検討することを通して吉村源太郎のインド問題認識を検討し、日本の植民地官僚が植民地問題についていかなる認識を持っていたかを知る手掛かりにしたい。

2. 吉村源太郎のインド問題認識

(1) イギリス帝国の統一問題とインド情勢

1914年8月4日に始まった第1次世界大戦は、イギリス帝国の将来に大きな影響をもたらすものであった。主権を持たない植民地インドは、イギリス本国が参戦を決定した大戦に巻き込まれることとなった。しかし、第1次大戦は「民族自決」を大義としたものであり、インドの人々は戦争に協力することがインドの独立に結び付くと考え協力する者が多かった。⁷⁾

イギリス本国もこうしたインド人たちの動向を把握しており、インド大臣モンタギューはインドに戦争協力を確保するための政策を展開した。責任政府と自治機構を将来に実現することを約したモンタギュー宣言である。多くのインド人は、この宣言を信じイギリスによる戦争に協力する姿勢をとった。⁸⁾

こうした情勢下、1918年7月、吉村源太郎は拓殖局嘱託としての最初の報告書『英帝国

6) 中村平治「インド・東南アジアにおける民族運動」『岩波講座世界歴史23 帝国主義時代Ⅱ』岩波書店 1969年、同「インド現代史の開幕と1920年代」『岩波講座世界歴史25 第1次世界大戦直後』岩波書店 1970年、同「インド民族運動の新段階と帝国主義支配」『岩波講座世界歴史28 1930年代』1971年、内藤雅雄『ガンディーをめぐる青年群像』三省堂 1987年、木畑洋一「新しい世界史5 支配の代償—英帝国の崩壊と『帝国意識』—」東京大学出版会 1987年、坂井秀夫『イギリス・インド統治終焉史—1910年～1947年—』創文社 1988年、井坂理穂「インド・パキスタン分離独立—中央の論理・地方の論理—」『岩波講座世界歴史24 解放の光と影』岩波書店 1998年、浜鍋哲雄『大英帝国インド総督列伝—イギリスはいかにインドを統治したか—』中央公論新社 1999年、木村和男「帝国の変容」川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史—帝国=コモンウェルスのあゆみ』有斐閣アルマ 2000年、本田毅彦『インド植民地官僚—大英帝国の超エリートたち—』講談社選書メチエ 2001年、長崎暢子「ガンディー時代」辛島昇編『新版世界各国史7 南アジア史』山川出版社 2004年、長崎暢子「2つの世界大戦とインド民族運動—英印関係における政治的イニシアティブの転換—」佐々木雄太編著『イギリス帝国と20世紀第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房 2006年、などを参照。特に長崎による上記2論文が、イギリス政府側とインド人による民族運動の双方の観点を組み込んでバランスよく記述されていると思われることから、インド史について大きく依拠している。

7) 長崎暢子「ガンディー時代」辛島昇編『新版世界各国史7 南アジア史』山川出版社、2004年、372頁。

8) 長崎暢子「2つの世界大戦とインド民族運動—英印関係における政治的イニシアティブの転換—」佐々木雄太編『イギリス帝国と20世紀 第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2006年、178頁-179頁。

の統一問題』⁹⁾を執筆した。その中で吉村は、イギリス帝国における本国と自治領との関係を論じ、いかにして統一性が保持されているのかを検討し、4年に1度開催されイギリス帝国共通の問題を話し合う帝国会議が重要な役割を果たしていることを指摘した。従来イギリス議会に従属する形式であった自治領は、徐々にその自治権を拡大していた。そうした傾向は第1次世界大戦期にさらに顕著となった。

1916年12月、ロイド・ジョージが内閣を組織すると、従来の内閣制度を変更し、首相の外4名の大臣からなる軍事内閣を組織したが、これに自治領およびインド政府代表者を加えて帝国軍事内閣を組織した。こうしたイギリス本国の措置について吉村は、「従来帝国組織の論議に於て閑却せられたる印度の、帝国軍事内閣に代表せらるるを見るは、正しく機宜の措置たるを疑はず」として評価した。吉村は、これまでのイギリスのインドに対する待遇はインド人民の自治能力を疑った結果からくる公正を欠いたものであり、「動もすれば人種的偏見に墮する」と考えていたからであった。したがって、イギリス政府が直轄植民地インドの代表を帝国軍事内閣に参加させた措置について吉村は、「帝国組織問題の解決上、一進歩なり」と肯定的に論じたのである。¹⁰⁾

しかし吉村は、問題点も同時に指摘していた。現在インド人民の代表者と称している者はインド政庁が選任した者であり、インド人民を代表する機関において選任された者ではなかったからである。吉村は、将来的にはインド人民が自身の代表者を選ぶことが望ましいと論じたのである。¹¹⁾ 現実にもこのようなイギリスの措置は、民族主義に目覚めたインド人たちを納得させるには不十分であり、インド民族運動高揚の根本的原因となっていると吉村は指摘した。¹²⁾

こうした情勢に対して、1917年8月20日、インド大臣モンタギュが将来的な自治政府付与を約束する宣言を発して自治運動の沈静化に努めた。このいわゆるモンタギュ宣言に関して吉村は、「其の方策は大体に於て穩健中正の意見と見ることが出来るが、保守的なる英国人、過激派に属する印度人は固より之に反対して止まない」と述べ、急進化するインド情勢を危惧していた。彼にとって、「印度の不安は即ち英帝国の統一を危ふするもので、啻に英国のみの問題ではない、東洋平和の重任に当る我邦の深く思を致すべき所」¹³⁾であったのである。

9) 吉村源太郎『英帝國の統一問題』拓殖局 1918年7月。

10) 吉村源太郎『英帝國の統一問題』、50頁-51頁。

11) 吉村源太郎『英帝國の統一問題』、51頁。

12) 吉村源太郎「英吉利の國家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第1巻第5号 1917年12月、44頁。

13) 吉村源太郎「英吉利の國家統一策」、45頁。

(2) 吉村源太郎『印度統治改革問題』拓殖局 1920年8月

モンタギュ宣言による「約束」は、第1次大戦後になると、モンタギュ＝チェルムスフォードによる改革、いわゆるモン・ファド改革と呼ばれるインド統治法となって具体化し、インド人たちの前に現れた。それは、①地方分権の推進とインド人への一部権限移譲、②州議会に選挙制を実質的に導入、③財政自主権協定に関する勧告に基づくインド政庁の完全自主権の承認、の3点を骨子としていた。モン・ファド改革は自治を付与し代議制に向かうという高い理想を謳う反面、実質に乏しいと評価されている。¹⁴⁾

イギリス政府は1917年8月20日、インド大臣モンタギュによる宣言を發しインド情勢の鎮静化に乗り出した。このモンタギュ宣言は、1918年4月、モンタギュとインド総督チェルムスフォードによる『インド政治改革に関する報告書』(*Report on the Indian Constitutional Reforms*)として具体化され、1919年12月、インド統治改革法として実施されるに至る。吉村は、1920年8月、『インド政治改革に関する報告書』の内容を要約し批評を加えた報告書『印度統治改革問題』を拓殖局から発表した。ここでは後のインドにおける国民運動やイギリス政府によるインド統治政策に重要な影響を与えることになる『インド統治改革に関する報告書』について、吉村がいかなる考え方を持っていたかを検討したい。

1917年8月20日にイギリス下院において發せられたモンタギュ宣言は、「印度統治ノ根本政策ヲ宣明」したものであった。その目的は「印度ニ於テ責任政府ノ進歩的實現ヲ目的トシ自治制度ノ漸進的發達ヲ図ルコト」にあり、①「最終目的ハ責任政府ノ樹立ニ在ルコト」、②「目的ヲ實現スル手段ハ漸進的ナルコト」、③「印度ハ英帝国ノ一部タル地位ヲ保持スルコト」、が明記されていた。この報告書を作成するために、モンタギュは、現地インドに渡航し総督チェルムスフォードとともにインド人たちから広く統治に関する意見を聴取した。¹⁵⁾

吉村はまず、当時のインド行政組織を概観する。インド統治は総督に委任されており、総督の下に行政會議と立法會議が存在していた。行政會議は、総督の外に軍司令官1名と行政各部の長官5名、総計7名から構成されていた。立法會議は、1909年に前総督カーゾンが実施したベンガル州分割に反対するヒンドゥーおよびイスラム教徒による民族運動を鎮静化するために実施された、いわゆるモーレー＝ミントー改革（インド参事会法改正）による地方分権化政策（中央および地方の立法参事会への間接選挙制の導入）に基づくものであった。立法會議は、行政會議議員に60名の議員を追加して構成されていた。60名の

14) 長崎暢子「2つの世界大戦とインド民族運動」、179頁-183頁。

15) 吉村源太郎『印度統治改革問題』、1頁。

議員の内35名は総督が任命し、25名は選挙によって選ばれた。35名の総督任命議員の内、官吏議員は28名を超えないこととされ、残り7名の内3名はパンジャブのイスラム教徒、パンジャブの地主およびインド商業界に、4名は専門家又は小利益代表者に割り当てられていた。選挙による議員25名の内11名は地方立法会議の非官吏議員による選挙で選出され、1名は中央州の群会による選挙、6名は6州の地主選挙人による選挙、5名は5州の回教徒による選挙、2名はカルカッタおよびボンベイの商工会議所による選挙で選出された。議員の任期は3年で、任期ごとに総選挙が行われることとなっていた。立法会議は、予算に関する決議を行うことができ、政策当局はこれを考慮して予算を作成し提出することとなっていたが、作成された予算案の賛否を問うことはできず、当局は決議に拘束されることはなかった。¹⁶⁾

地方行政上インドは15州に分けられ、州政府の首長は州知事であった。州知事は重要性に応じて格差が存在し、マドラス、ボンベイ、ベンガルの3州では皇帝の任命によるガヴァナー、アグラ・ウード合併州、パンジャブ、ビルマ、ビハール・オリッサの4州では皇帝の認可を得て総督が任命するルーテナント・ガヴァナー、その他の州では総督が任命するチーフ・コミッショナーと称されていた。ガヴァナーの下には普通任用官吏2名とインド人からなる行政会議が置かれ、ルーテナント・ガヴァナーの下にも官吏1名とインド人1名からなる行政会議を置く州もあった。また立法会議を置く州も9州あった。立法会議は、知事、行政会議議員、指名議員、選挙による議員から構成されていたが、政府側議員が多数を占める規定となっていた。州の下には県が置かれ、県はさらに郡に分けられていた。¹⁷⁾

上述のように行政組織のあり方を述べた吉村は、「カーゾン卿ノ総督ヲ退キタル以来分権論ハ漸次勢力ヲ占メ英国政府ノ方針モ州政府ノ権限ヲ増加スルト共ニ印度政府ノ監督ト干渉トヲ少カラシムル傾向ヲ有スルニ至レリ」と評していたが、そこでの「問題ハ如何ニシテ総督ノ最高権ヲ害スルコトナク、分権ノ施設ヲ為シ得ヘキカ」¹⁸⁾にあった。しかし、インド人に中央および地方における立法会議への参加を認めたモーレー＝ミントー改革は、吉村にとっては「要スルニ専制政治ナリ」と評価せざるを得ないものであり、それゆえにインド人たちは、「一層実質的ニ国政ニ参与センコトヲ要求シ過激ナル政治運動ヲ鎮圧セントスル施設又ハ人種の差別ヲ含ム施設ニ対シテハ一斉ニ反対スル有様」となったと論じた。¹⁹⁾

すなわち、「要スルニモーレー、ミントーノ改革ハ印度ノ統治ヲ善意ノ専制タラシメ単ニ

16) 吉村源太郎『印度統治改革問題』、2頁-3頁。

17) 吉村源太郎『印度統治改革問題』、3頁-6頁。

18) 吉村源太郎『印度統治改革問題』、6頁。

19) 吉村源太郎『印度統治改革問題』、6頁-7頁。

其ノ相当ト思惟スル場合ニ於テ人民ノ意向ヲ参酌セントスル旧思想ノ産物ニ外ナラサルナリ」²⁰⁾と厳しく批判したのであった。その上で、こうした状況に対応してイギリス政府が作成した『インド統治改革に関する報告書』を、「印度史上最モ重大ナル宣言ニシテ旧時代ノ終了ト新時代ノ開始トヲ告クル警鐘」²¹⁾であると重要視したのであった。

「民衆的政治ノ真味ハ責任ノ二字ニ在リ」と考える吉村は、従来のイギリスによる専制政治を脱却し、インド人自身に漸次的に行政責任を付与することを意図した『インド統治改革に関する報告書』に期待を寄せていた。²²⁾吉村はまた、この報告書が提起したインドへの漸次的自治付与に、イギリス本国の世論もおおむね賛成であると判断していた。²³⁾それゆえに、この改革が成功するためにはイギリス人とインド人との「一致協力」が不可欠であり、中でも「教養ある印度人」が改革に協力することが成否を左右すると考えていた。²⁴⁾吉村は、報告書がイギリスとインドの間の歩みよりにより成功することを期待しつつ、以下のように述べて締めくくっている。

「過去ヲ顧見レハ徒ラニ声ヲ大ニシテ改革ヲ鼓噪スル少数者ヲ除クノ外、印度人民ハ一般ニ英人ノ指導管理ニ信賴シ自ラ進ンテ改革ノ衝ニ当ルノ意気ト熱情トヲ示スコトナカリキ、而シテ英人側ニ在テモ亦左顧右眄シテ躊躇逡巡ノ陋態ニ出テ大胆ニ所信ヲ実行スルノ気概ナカリキ、1909年ノ改革ヲ提議シタル自由党ノ名士モーレー卿ノ如キニ至テモ、行政會議及立法會議ノ組織ニ於テ多少印度ノ世論ヲ斟酌シタルニ拘ラス、「印度ニ自治制ヲ施クカ如キハ月世界ノ話ナリ」ト公言シテ憚ラサリシニ見ルモ、当時印度改革ニ対スル英人ノ態度ヲ推想スルニ難カラサルナリ、然レトモ大戦ヲ経タル今日ニ於テハ英人ノ印度ニ対スル意見モ大ニ変化シタリ、印度人ニシテ過激、突飛ナル言動ニ出ルノ外ナク今ハ即チ已ム、苟モ責任ヲ自覚シ真摯穩健、周到ナル用意ヲ以テ其ノ力ヲ用ヒハ自治ノ光明ハ期シテ待ツヘキモノアルヘシ。」²⁵⁾

(3) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』拓殖局 1921年3月

モンタギュー＝チェルムスフォードによる『インド政治改革に関する報告書』は、1919年12月、インド統治改革法として結実したが、吉村が期待したようなイギリス人とインド人

20) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 11頁。

21) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 7頁。

22) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 11頁。

23) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 27頁。

24) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 32頁。

25) 吉村源太郎『印度統治改革問題』, 32頁。

との協力関係は実現しなかった。吉村は、その要因をインドにおける国民運動の急進化にあるとし、歴史的背景を検討した。1921年3月に拓殖局から発行された報告書『印度ノ國民運動』である。この報告書の中で吉村は、「印度ノ政治運動史ハ国民運動ノ歴史ナリ」と述べて国民運動の重要性を強調した上で、その歴史的展開を、①インド大反乱から日露戦争まで、②日露戦争から第1次世界大戦まで、③第1次世界大戦後、の3期に分けて論じている。吉村はさらに、日露戦争や第1次世界大戦、とりわけ日露戦争がインド人のイギリス帝国観にとって大きな転機となったことを指摘した。²⁶⁾

以下その内容を紹介しつつ、吉村のインド問題認識を明らかにしていきたい。

①インド大反乱から日露戦争に至る時代

1857年5月10日、ムガル帝国の首都デリー近郊の基地で東インド会社の傭兵連隊が反乱を起こし、イギリス人指揮官たちを殺害し首都デリーに向けて進軍した。ムガル朝最後の皇帝がこれに呼応しイギリスに宣戦する旨宣言したことにより、この反乱はイギリス帝国とムガル帝国との戦いという性格を帯びるものとなった。しかし、イギリスと反乱軍との軍事力および組織力における圧倒的な差は如何ともしがたく、反乱は最終的に鎮圧された。本反乱は国際的に大きな影響を及ぼした。イギリスの植民地支配の根幹を揺るがすほどの反乱が起こったことにより、統治システム自体に問題が内包されていることを世界に示した。また、インドの民族運動にも、本反乱の失敗以降、武装闘争は主流となくなつた。軍事面における彼我の差を目の当たりにしたインド人たちは、これ以降軍事力ではなく非暴力的抵抗運動を主流とするようになったのである。インド大反乱の後、主権は名実ともにイギリスの手に移り、1858年に成立したインド統治改善法によってインド帝国＝イギリス領インドが成立した。イギリス本国には内閣の一員であるインド担当大臣とインド省が置かれ、インドには下部組織として5年任期のインド総督と参事会がインド政庁を統括して各州の知事を任命した。1877年にはヴィクトリア女王がインド皇帝を兼任して即位し、インド総督が副王を兼任することとなり、イギリスによる植民地統治が完成した。イギリスによる統治を支えたものが官僚制と軍隊であった。また、インド通として知られる総督カーズンは、大学改革をはじめとして、統治効率を高めるために様々な改革に乗り出した。行政的に広大であると考えられたベンガルの分割もその主要なものであった。しかしこの改革は、ムスリムが多数を占める東ベンガルとヒンドゥーが多数を占める西ベンガルを分割し、反英色を薄めようとする処置だと受け取られ、強力な反対運動に直面するこ

26) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、緒言。

ととなった。おりから日露戦争において日本がロシアに勝利したことも、アジアの小国でもヨーロッパに勝てるとの自信をインド人たちに与えたことも国民運動を活気づける要因となった。²⁷⁾

上述のように、1857年に発生したインド大反乱はイギリス政府が東インド会社に委任していたインド統治を廃して直轄統治する契機となった。時代をさかのぼると、1833年のインド統治法は、インドにおけるイギリスの主権を公認したものであったが、「何人ト雖、出生、信条又ハ人種ヲ異ニスルカ為東印度会社ニ勤務スルヲ妨ケラルコトナシ」と規定していた。吉村はこの規定を「一視同仁ノ大義」と認識していた。しかし実際には、人事におけるイギリス人優遇やインド王族の失政や継嗣のないことを理由とした領土の併合が行われたり、1835年にはイギリス式教育の採用決定が行われたりした。²⁸⁾

こうしたイギリスによる統治に対しインド人たちは大きな反感を抱いた。吉村は、1857年のインド大反乱は「単純ナル軍隊ノ反乱ニアラス」とし、イギリスに「多大ノ教訓ヲ与ヘタリ」と言う。1857年11月1日、ヴィクトリア女王は宣言を発し、①失政、無継嗣による王族領土の併呑を廃止、②地主の権限を承認、③インド人の宗教への不干渉、④インド人の立法への参与を許容、といった配慮を見せるに至った。²⁹⁾

一方イギリス式の教育は、当時のインド人たちの間に自由、国民および自治の思想を普及させていた。こうした思想的背景に基づき、政治、社会へのインド人関与を求める運動も展開されていった。1883年、インドにおける政治運動は、刑事訴訟法上のイギリス人とインド人との差別待遇を撤廃することを求めたイルバート法案事件に発展した。さらに、インド独自の宗教運動もインド人民の自立を求める運動に結び付いていった。こうした情勢を背景に、1885年、①国民的進歩のための人的交流、②政治的行動の協議決定、を目的としてインド国民会議が形成された。³⁰⁾ 当時のインドにおいては、インド人は行政会議になれず、立法会議にわずかに参与できるにすぎなかったが、ムンバイで開催された第1回会議には2名の回教徒を含む172名が参加し、①中央および地方における立法会議の拡張と選挙による議員選出、②普通官吏任用試験をイギリスおよびインドでの施行、を要求する決議を行った。また1886年には第2回の会議をカルカッタで開催し、回教徒33名を含む440名が参加し、インド国民会議の活動は活発化していった。³¹⁾

27) 長崎暢子「英領印度の成立とインド民族運動の始まり—英印関係における政治的イニシアティブの転換—」辛島昇編『新版世界各国史7 南アジア史』山川出版社、2004年、322頁-356頁。

28) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、1頁。

29) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、2頁-3頁。

30) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、6頁。

31) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、6頁-7頁。

こうした情勢を見たインド政庁は1890年に声明を出し運動への理解を示すとともに、1892年には会議法を制定し、立法会議を拡張し、地方団体に立法会議議員候補者の推薦権を付与したが、政府任命の議員が多数を占め、討論や質問を制限したため国民会議の不満は解消されなかった。それゆえ、インド国民会議は毎年会議を開催し、第1回決議と同様の決議履行を繰り返し要求するとともに、ロンドンにもインド国民会議委員会を設置して運動を強化した。³²⁾

しかし、全てのインド人たちが国民会議の下に結集したのではなく、とりわけイスラム教徒たちはインド国民会議には関与しない傾向が強かった。イスラム教徒指導者アーマドは、「英国ノ政治ノ大体ニ於テ自由ニシテ寛宏ナルヲ謳歌シ、印度人民ハ宜シク英国政府ニ信頼シテ其ノ治下ニ自由ト権利トヲ享有スルニ努ムヘキモノナリトシ、漫ニ政府反対ヲ標榜スル国民会議ノ運動ニ関係スルヲ戒メタリキ」との方針を堅持したため、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒は激しく対立していた。³³⁾

1901年1月22日にヴィクトリア女王が崩御すると、「四十年間継続シタル比較的寧靜ナリシ時代ハ去リ、印度ハ騒擾ノ時代」に入ったと吉村は述べる。1894年、英国綿製品に対する輸入税が引下げられて内地製品に消費税が賦課されると、インド人たちはこれらを「英国ノ苛政ヲ証明スル」ものと捉え、さらに南アフリカ戦争でのイギリス軍の失態はインド人たちに「英国ヲ軽侮スルノ念」を懐かせるに至ったと吉村は論じている。³⁴⁾

1905年7月、インド総督カーズンは、①教育制度改革および②ベンガル州の分割という強硬策を行った。これに対しインド国民会議は激しく反発した。吉村はこうしたカーズン総督によるインド統治政策がインド国民運動を激化させる重要な要因となったことを指摘した。³⁵⁾ 吉村はさらに、日本の日露戦争勝利がインド国民運動に大きな影響をおよぼしたとし以下のように述べた。

「極東ノ一帝国、地狭ク人少ナキヲ以テシテ、国勢隆々既ニハ大清ヲ撃チ、今又大露ニ勝ツ、欧州ノ學術ト武力ト必スシモ畏ルルニ足ラス、印度ノ自由ト、独立ト何ソ期スヘカラサラントイフ思想ノ印度人ノ腦裏ニ勃如タルヘキハ自然ノ勢ナリ、而シテ此ノ思想ノ印度ノ国民運動ニ絶大ノ震動ヲ与ヘタルハ推想ニ余アルト言フヘシ。」³⁶⁾

32) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、7頁-8頁。

33) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、8頁。

34) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、9頁-10頁。

35) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、12頁。

36) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、12頁。

こうしてインド情勢は大きな転機を迎えたと吉村は主張したのであった。

②日露戦争から第1次世界大戦に至る時代

1909年、インド参事会法改定が行われ、選挙議員を参事会に算入させる改革が行われた。インド担当大臣モーレーとインド総督ミントーの名を冠したいわゆるモーレー＝ミントー改革である。しかし、この改革は、人口において少数派であるムスリムに分離選挙制を付与したものと理解され、多数派であるヒンドゥー教徒との間に宗派对立を喚起することとなった。ヒンドゥー教徒が多数を占めていたインド国民会議は大規模な反対運動を展開し、インド政庁は最終的にこれに譲歩する形でベンガル分割は撤回されたのであった。この過程でインド国民会議への最大の対抗勢力である全インド・ムスリム連盟が1906年に成立したことも、その後の民族運動の方向性に大きな影響を与えた。³⁷⁾

1905年12月、イギリスにキャンベル＝バナマンを首相とする自由党内閣が成立し、モーレーがインド大臣、ミントーがインド総督に任命された。このことは、「日本ノ戦勝ニ鼓舞セラレタル印度政界ハ自由党内閣ヲ迎ヘテ革新ノ意気益々旺盛ナルモノアリ」と吉村が論じたような情勢をもたらした。1905年に開催されたインド国民会議は、議長ゴカールの指導の下、イギリスに対する好戦的な姿勢をとった。彼らはベンガル分割に対する報復として欧化ボイコット（スワデシ）を展開し、官僚的専制政治を攻撃し、中央および地方の行政、立法両会議に選挙による過半数の議員選出と両会議の権限拡張、総督の諮問機関であるインド参事会への3名のインド人任命を要求するに至った。吉村は、「国民会議ノ運動カ隆盛トナルニ從ヒ自カラ会議中ニ温和派ト過激派トノ別ヲ生シ、互ニ抗争軋轢スルニ至リシ」と分析した。1906年の国民会議は、「自治植民地ノ政治組織ヲ印度ニモ適用スヘシ」との議決を行い、イギリスに対する国民運動を激化させていった。³⁸⁾

このような情勢を見て、1907年、ミントー総督はインド統治改革案を本国へ送付した。これに対して、1907年にスラトにおいて開催された国民会議は、「過激派カ暴力ヲ以テ温和派ヲ打倒セントシタル為ニ紛乱ノ中ニ会議ヲ終リタリ」と吉村が述べるような混乱状態となった。1908年3月には、ビハール州においてイギリス人婦人2名が爆殺される事件も発生した。吉村は、こうした国民運動の急進化について、「英国ニ於ケル自由党政府ハ印度騷擾ノ極メテ残暴ニシテ其ノ根底ノ甚タ深キ所以ヲ看取スル能ハス」と述べ、「其ノ印度暴動ニ対スル鎮定手段、頗ル緩慢ニシテ遂ニ大事ニ至ラシメントノ誹リヲ免カルル能ハ

37) 長崎暢子「英領印度の成立とインド民族運動の始まり—英印関係における政治的イニシアティブの転換—」, 346頁-347頁。

38) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』, 13頁-15頁。

サリキ」³⁹⁾と厳しく批判した。

イスラム教徒もインド国民会議に対抗するため、1906年以降全ムスリム連盟を組織し活動を展開していった。ムスリム連盟は、「印度国民会議ノ党与等カ虚偽ニシテ非實際のナル改革思想ヲ抱キ、漫ニ英国ノ政權ヲ蔑視シ騒擾ヲ企ツルヲ以テ印度人民ヲ危機ニ陥ルモノトシ、印度人民ノ繁栄ト康寧トハ自然ノ発展ニ俟タルヘカラス、而シテ其ノ自然ノ発展ハ公平、正義且堅固ナル政府ノ存在ヲ必要トシ、英国ノ統制力ヲ堅実ニスルヲ以テ真ニ印度ヲ愛スルモノノ任務ナリトスト言フニ在リ」との方針を持っていた。このようなムスリム連盟の方針について吉村は同情的であったが、同時にイスラム教徒が政治運動に積極的に関与する姿勢に転じたことを懸念した。⁴⁰⁾

1908年11月、ヴィクトリア女王のインド皇帝兼務50周年記念の年、モーレーおよびミントーによるインド統治改革は改正インド参事会条例として発布された。それは、中央および地方の立法会議を拡張するものであり、地方立法会議においては非官吏議員が多数を占めるに至り、立法会議議員に財政問題に関する動議提出権、公益問題議決権は認められた。また、中央および地方の行政会議にインド人議員の就任が可能となり、インド大臣の諮問機関であるインド参事会にインド人およびイスラム教徒各1名が任命されることとなった。しかし、この改革について吉村は、「単ニ印度ノ騒擾ヲ鎮定シ当面ノ時局ヲ緩和シ、他日ノ事ハ之ヲ他日ニ譲ラントスル旨意ニ過キサリシキ」と論じ、将来の自治や議会政治付与を目的としたものではないことに不満を表明した。実際、インド大臣モーレーは下院において、「仮令官吏又ハ個人トシテ予ノ存在カ二十倍延長セラレタリトスルモ、印度ニ議会政治ヲ与ヘンコトハ決シテ予ノ鼓舞セムトスル目的ニアラス」と答弁していたし、カーゾン総督も上院において、「印度人ノ要スル政府ハ金貨、地主其ノ他ノ吸血蟲ヨリ民衆ヲ保護セムトスル政府ナリ、民衆ハ議会政治トハ何等ノ交渉ナシ、印度カ議会政治ニ趨ク程、一般民衆ハ不幸ニ沈倫シ行クヘシ」と述べていた。こうしたイギリスの対応に吉村は批判的であった。しかし同時に、「然レトモ既ニ印度人ニ与フルニ立法会議及行政会議ニ参与スルノ権能ヲ以テシ、近世的政治訓練ヲ与ヘナカラ議会政治ハ断然之ヲ否認スルカ如キハ少クトモ其ノ手段ト目的トハ扞格セリト言ハサルヘカラス」とも述べ、この改革に期待する見解を持っていた。⁴¹⁾

イギリスの行った改革に対するインド政治運動家たちの反応について、吉村は、インド国民会議の主流である穏健派とイスラム教徒はそれぞれ歓迎の方向であるが、インド国民

39) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、15頁-16頁。

40) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、17頁。

41) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、18頁。

会議内急進派を納得させるものではないと見て、その動向に危惧を表明していた。⁴²⁾ 吉村は、イギリス統治に従いながら国民主義の堅実な発達を図る国民会議主流派の見解を「賢明ナル意見」と評価していたが、「印度ニ於ケル革命的氣運」は、こうした立場を「有力ナラシムヘキ時期ヲ過キ去リタルノ觀ナキニアラス」とし、急進化するインド国民運動の情勢の変化を論じている。⁴³⁾

吉村は、国民運動急進化の原因として、インド政庁の認識に問題があることを指摘する。彼は、「ミントーハ流石ニ現場ニアリテ印度騷擾ノ実状ヲ目撃セルヲ以テ、之カ対策ニ関シ強硬ナル意見ヲ進達スル所アリシモ、モーレーハ騷擾ノ真相ヲ誤認シ、総督ノ意見ト自由党領袖等ノ意見トノ間ニ依違シテ断固タル態度ニ出ル能ハサリキ」と述べ、統治方針の一貫性の無さを問題視する。⁴⁴⁾

1909年、ミントーは辞職し、後任総督のハーディングが就任すると、ベンガル分割を撤回した。これを見た「回教徒ハ此ノ措置ヲ憤慨シ、英国政府ノ軟弱ナル態度ヲ攻撃」し、「回教徒カ英国ニ信頼スル熱情ノ漸ク薄ラキ行ケル」事態となった。⁴⁵⁾

ハーディング総督は、本国に対しさらなる自治拡大の提言を行ったが、インド大臣クリューは上院において、「實際上英国ノ監督ヲ離脱スルカ如キ自治制度(自治領的自治制度)ヲ異人種タル印度人ニマテ拡張スルカ如キコトアルヘカラス」との旧態依然たる態度を表明した。すなわち、「印度ノ自治ヲ以テ英国政府ノ目的トスル所ニアラストシ、印度人民ノ希フ所ハ自治ニアラスシテ善政ニアリ、印度ノ将来ハ議會政治ニアラスシテ依然トシテ専制政治ナルヘシト公言」したのであった。吉村は、ここにもイギリス政府の統治政策の一貫性の無さを見たのである。⁴⁶⁾

ベンガル分割の撤回は、要求を実現したインド国民会議を勢いづけ、「益々自治獲得ノ運動」を活発化させることとなったのに対し、「回教同盟カ漸ク英国政府ヲ離反シテ、独立自治ヲ想フニ至リシ」といった事態も招いたと吉村は見る。1913年3月、イスラム教徒は同盟の目的を改め「英国皇帝ニ対スル忠誠ノ觀念ヲ印度人ニ普及スルコト、回教徒ノ權利ヲ擁護スルコト及ヒ以上ノ目的ニ反セサル範圍ニ於テ印度ニ適應スル自治組織ヲ達成スルコト」とした。イギリスによる統治を前提としながらも、自治を求める姿勢を初めて明らかにしたのである。こうしたムスリム連盟の目的変更は、「回教同盟ト印度国民会議トニ提携ノ機縁ヲ与フルモノ」であり、「印度国民会議ハ歡呼シテ熱烈ナル同情ヲ寄せタリキ」

42) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、18頁-19頁。

43) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、20頁。

44) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、20頁。

45) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、21頁。

46) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、22頁。

という情勢となった。吉村は、「斯ノ如クシテ革命運動ヲ助長スヘキ勢力ハ印度ヲ風靡スルニ至レリ」と懸念を示した。実際に、これ以降第1次大戦までの時期において「革命的騒動ハ益々激烈」になったのであった。⁴⁷⁾

③第1次世界大戦以降

第1次世界大戦が勃発すると、比較的平穏であったインドの民族運動が再び活発化した。ティラクラを中心とする過激派の活動が、1915年にアイルランド人アニー・ベサントらによって自治連盟が結成されたことで力を得て戦後の自治を要求するようになったためである。一方、国民会議穏健派の運動も活発になった。ガンディーがアフリカから帰国し、非暴力による不服従運動を展開したのである。1916年には、国民会議穏健派と過激派との間で運動の統一が行われ、さらにムスリム連盟との間にも双方が自治政府を要求するというラクナウ協定が締結されたのである。インド大臣モンタギューは、こうした情勢を見て将来的に責任政府と自治機構を実現する旨を1917年8月20日に宣言した。いわゆるモンタギュー宣言である。それは戦後において1919年インド統治法として具体化するが、同時に市民的な自由を抑える内容を持つローラット法と抱き合わせであったことから、数次にわたる不服従運動を中心とするインド人たちの反発を招くこととなった。⁴⁸⁾

第1次世界大戦が始まった時点のインド情勢は「比較的小康ヲ得タ」ものであったと吉村は見る。もちろん、「革命運動ハ決シテ其ノ熱焰ヲ収ムルコトナク、過激派ノ陰謀ハデリー、ラホール等ニ行ハレ」るような不穏な動きもあったが、インド国民会議指導者たちの思想傾向はおおむね穏健であったと吉村は論じている。⁴⁹⁾

イスラム教徒もまた穏健な姿勢を維持していた。しかし、こうした情勢は、1916年、自治同盟（Home Rule League）の成立によって転機を迎える。吉村は、「此ノ運動カ愛蘭ノ政情ニ刺激セラルルトコロ多大ナリシハ言フ迄モナシ」と論じ、同年4月にアイルランドで勃発したイースター蜂起の影響を指摘した。⁵⁰⁾

こうした動きは、アイルランド人ベサント夫人によってインドに持ち込まれた、と吉村は論じる。彼女は、「英国治下ニ於ケル自治ニアラスシテ、英国ノ統治ヲ以テ印度ノ自由ヲ害スルモノナリ」と主張し、自治同盟の形成を主導したのであった。この結果、インドの主要な州に50の支部が設けられ、その会員数は2000名から3000名に達した。ベサント夫

47) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、23頁-24頁。

48) 長崎暢子「2つの世界大戦とインド民族運動」、176頁-188頁。

49) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、24頁-25頁。

50) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、26頁。

人の主張は、新聞および冊子として翻訳されて普及したのである。これに呼応して、1916年10月、インド総督府立法会議民選議員19名は議会政治の要求を出し、11月、インド国民会議およびムスリム連盟の代表者たちがカルカッタで会合し、自治運動の運動計画について協議した。同年12月には、吉村が「印度政治上最モ記憶スヘキ秋ナリ」と論じた情勢を迎えた。すなわち、「国民会議ノ温和派ト過激派トハ従来ノ反目鬭争ノ態度ヲ擲チ、提携融和シテ自治運動ノ為ニ尽瘁スヘキヲ宣言シ、又国民会議ト回教同盟トノ領袖ハ等シク自治運動ノ為ニ宣言シ、将来ノ運動計画ヲ決定シタリ彼等ノ主張スル所ハ、既ニ国民会議ノ議長シンハノ説ク所ヨリ更ニ大ニ進歩シタリ、今ヤ印度ノ政治的独立ハ独り過激派ノ旗幟タルノミナラス、又温和派ノ理想ト為ル」に至ったのであった。⁵¹⁾

これまでインドの国民運動を主導してきたインド国民会議穏健派に急進派の主張が浸透した結果、両者の主張が一致するとともに、従来インド国民会議と対立してきたムスリム連盟とも協力関係が構築されたのであった。いわゆるラクナウ協定の成立であった。これはすなわち、吉村が懸念してきた国民運動の急進化であった。こうした情勢は、イギリス政府の対インド政策に大きな変化をもたらした。イギリス政府は、1916年に初めて帝国会議（Imperial Conference）にインド人代表者を参与させ、さらに帝国軍事内閣（Imperial War Cabinet）にもインド代表者を班列させたのである。さらに、1917年8月20日には、既に述べたように、インド大臣モンタギューは、議会において「有名ナル印度自治ノ宣言」を宣言するに至ったのである。こうした事態の変化に吉村は、「時局ノ変転スルコト寔ニ隔世ノ感アリ、印度ノ国民運動ハ大戦ニ由テ更ニ一大躍進ヲ得タリト言フヘシ」と驚きをもって論じた。しかし、急進化した国民運動は収拾に向かわず、「過激派ハ一躍直ニ自治ヲ獲得セムトシ、而カモ彼等ノ所謂自治ナルモノハ畢竟独立ニ達スル一階梯ニ過キサルナリ」と吉村が言及する情勢となった。1918年7月8日、インド統治改革の具体案が発表されると緊迫感は緩和されたが、完全に終息するに至らなかった。吉村は、「温和派ハ固ヨリ之ヲ歓迎シタルモ、過激派及印度在留ノ英人ハ各相反スル理由ニ依テ之ヲ非難シタリ、政府ハ改革案ニ対スル意見ヲ官民ヨリ徴シタルカ、印度地方政府ハ大多数所謂 dyarchy ニ反対シタリ、ベサント夫人ノ如キハ改革案ヲ以テ印度ヲ奴隷ニ導クモノナリトシ、之ヲ打破スルハ唯革命アルノミト絶叫セリ」と論じ、急進派と海外からの運動家による扇動の影響を危惧した。⁵²⁾

1917年、イギリス政府は、1915年に制定したインド防衛法の後継法を検討するため、判事ローラットを委員長とする調査委員会を組織した。この委員会は、暴力的な体制変革運

51) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、27頁-28頁。

52) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、30頁。

動の存在を指摘し、令状に基づかない捜査や拘束および正規の手続きによらない投獄を認める内容の3年間の時限立法の制定を答申していた。こうした動きに対し1918年8月インド国民会議およびムスリム連盟は、調査委員会答申を「印度人ノ根本的権利ヲ侵害スルモノナリ」との決議を行い激しく反発した。⁵³⁾

ローラット法について吉村は、第1次世界大戦勃発に伴い制定されたインド防衛法が戦争終了後6か月で失効する時限立法であることを述べた上で、その後の革命的暴動に対応するためには「何等カノ非常法令ノ制定」が必要であったと理解を示したが、政府が革命運動の深刻さを理解せず「公開セル正式ノ裁判手續ニ依ラスシテ個人ノ自由ヲ制限スルニ躊躇シ」たため時期を失して制定された法律であることを批判した。政府の革命運動の深刻さへの無理解と躊躇、そして対応の遅れが国民運動の急進化を加速させたものだと考えたのであった。⁵⁴⁾

ローラット法案の公表により、1919年1月になると「全印度ヲ挙ケテ囂々タル反対ヲ惹起セリ」といった情勢となった。それに対してイギリス政府は、「法律ノ施行ヲ三年間ニ限り、且其ノ適用カ専ラ革命的無政府的行動ニ限ラルヘキコトヲ声明シ、遂ニ立法会議ヲ通過」させた。吉村はこうした対応について、「此ノ法律カ当時ノ形勢ニ対シ必要已ムヘカラサルモノタリシハ明カナルモ、立法会議ノ内外ニ於ケル反対者ハ、深く法律ノ内容ヲ究ムルコトナク、其ノ目的ノ国民運動ノ撲滅ニアルヲ攻撃シ種種ナル臆説、誤謬ノ之ニ付加セラレテ大ニ民心ヲ動カシ、却テ革命党ニ絶好ノ機会ヲ与ヘタルノ観アリキ」と批判し、イギリス政府の緩慢な政策的対応がインドの国民運動を誤った方向に導いたことを批判した。⁵⁵⁾

国民運動の急進化に伴って、ガンディーによる消極的抵抗運動が展開され、それがイギリス官憲による過剰反応を惹起し、アムリットサル事件などの虐殺事件が発生するなどインド情勢は混沌とした様相を見せるようになった。このような国民運動の急進化を吉村は、「凡テノ革命運動ノ歴史ニ於テ見ルカ如ク、印度ノ国民運動ニ於テモ、過激派ノ温和派ヲ圧倒シツツアル傾向ハ之ヲ看取スルニ難カラス」と憂慮した。⁵⁶⁾

イギリスによるインド自治宣言に基づくインド統治改革法案は1919年12月にイギリス議会通过し成立した。こうした情勢の下、1920年9月、カルカッタで開催されたインド国民会議は、ガンディーの提唱する不服従決議を行い、ムスリム連盟もこれに同調した。

53) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、32頁。

54) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、32頁-33頁。

55) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、33頁-34頁。

56) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、35頁。

吉村はこの動きに極めて批判的な見解を表明し、「所謂非協同（Non-cooperation）ハ既ニ消極的抵抗ヲ提唱シタルガンジノ主張スル所」であり、「国民運動ノ悪化シ行ク情勢ハ決シテ樂觀ヲ許ササルナリ」と述べた。⁵⁷⁾

インド情勢の悪化を懸念する吉村は、こうした情勢をさらに容易ならぬものにするイギリス帝国の変化も指摘していた。それはイギリス帝国内における自治領の地位の向上であり、具体的には「埃及独立ニ関スル英埃ノ協定」の締結であった。吉村は、「埃及独立ニ関スル協定ハ独り英帝国ニ重大ナル関係アルノミナラス世界ノ植民政策ニ対シ重要ナル暗示ヲ与フルモノ」であり、「英国ノ一大讓歩ナリト言ハサル能ハス」と論じる吉村は、「埃及独立ノ協定カ印度ニ響応シテ、其ノ国民運動ニ至大ナル刺激ヲ与フヘキハ論セスシテ明カナリ」と述べてイギリスのインド統治の将来に悲観的な認識を表明したのであった。⁵⁸⁾

3. インド情勢の変遷と吉村源太郎のインド関係諸論考

1919年3月30日から、ローラット法反対の非協同運動がガンディーの指導の下で展開された。これにムハンマド・アリーらの率いるムスリムのヒラーファト運動がラクナウ協定を基盤として協動的に加わりインドにおける民族運動は強力に展開された。しかし、1922年にガンディーが逮捕されて以降、インドにおける民族運動は沈静化していった。その上、大同団結していたインド民族運動にもヒन्दゥーとムスリムとの対立が顕現化していった。

これに転機を与えたのが、1927年に行われたサイモン委員会のインドへの派遣であった。1919年に制定されたインド統治法では、10年以内にその成果を評価するためイギリス議会在委員会を任命すべきことを定めていた。イギリス労働党が勝利するという見通しに基づいて2年早く派遣された自由党のサイモンを委員長とする委員会は、保守党や労働党といった3党混成からなる委員会であった。しかしこの委員会にインド人委員が1人も任命されなかったことが大きな問題となり、国民議会はこの委員会のボイコットを決定した。これにムスリム連盟も同調し、再び民族運動が活発化したのであった。この新しい事態に対応しようとしたのがアーウィン総督であった。彼は1929年10月、インドの憲政上の帰結は自治領の達成である旨の宣言を行った。しかし、アーウィン総督のこうした譲歩もインドにおける民族運動を満足させることはできなかった。同年12月、国民会議は最終目標は英連邦内の自治領の獲得ではなくイギリスからの完全独立であると宣言したのであった。これ以降再びガンディー指導による不服従運動が再開された。これに対応するため、アー

57) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、36頁-37頁。

58) 吉村源太郎『印度ノ國民運動』、37頁-40頁。

ウィン総督は憲政改革のための円卓会議にガンディーを招き、彼を交渉相手として認めた。2回の円卓会議の後、ガンディーらの主張は受け入れられず、不服従運動は継続されたが、ウィリンゲン総督となってからの激しい弾圧のもとガンディーの逮捕、国民会議の非合法化などが行われ、インド民族運動は鎮圧された。この後、インド人代表者を欠いた形で行われた円卓会議における審議に基づき、1919年統治法の精神を継承する1935年インド統治法が成立するが、自治権の部分的拡大に留まり、自治領への見通しは遠のいていった。⁵⁹⁾

拓殖局嘱託として執筆した『印度ノ国民運動』において、インド問題を体系的に論じた吉村は、その後のインド国民運動の変遷に伴うイギリスの統治政策について専門誌『外交時報』において論じた。筆者が確認しえた限りでは『外交時報』に掲載された5編がある。これらの論考は、イギリスのインド統治に関する吉村の認識を明らかにする上で重要であると考えられるが、現在までのところ言及されたことはないと思われる。ここでは5編の論考を紹介しながら、吉村のインド問題認識を明らかにしていきたい。

（1）吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」『外交時報』 1921年11月

拓殖局に提出された報告書の中で吉村は、イギリスのインド統治政策の問題点を指摘するとともに、インド人たちの国民運動についても、その急進化を危惧していた。「植民地に於ける國民運動」において、彼は植民地統治政策における根本的原因の検討を試みている。

吉村は、「近代に於ける植民地発達の歴史は国民運動の歴史なりといひ得る」と規定し、インドで展開されているような国民運動は、さらに一般化されうると述べている。⁶⁰⁾ 彼は言う。

「国民運動は実に植民帝国の深憂大患であつて、能ふべくんば之を撲滅し、否ずんば之を善導して、母国と植民地との和融を図り、以て国家の統一を全うしたいといふのが、今日植民地を有する国家の焦慮するところである。併し列国が植民地を獲得してより今日に至るまで年を経る少なからざるも、未だ一国として此の大事業に成功したものはない。将来とても今日見るが如き籌画経営を以てして果して能く其の目的を達成することを得るや否や、国民運動は却て革命的性質を帯び来り、国家崩壊の禍機たらざるを得るや否や、大に疑なきを得ない。」⁶¹⁾

59) 長崎暢子「2つの世界大戦とインド民族運動—英印関係における政治的イニシアティブの転換—」, 183頁-199頁。

60) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」『外交時報』第409号 1922年11月, 65頁。

61) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」, 65頁-66頁。

吉村は、「所謂国民運動とは植民地の民族が母国に対し其の国民性を主張する運動」であるとし、「国民運動は植民地の人民が其の政治上、経済上及社会上に於て自主自治の地位に立たむことを主張するものであつて、母国を排除し、其の統制を脱するを以て其の本質とするものではない」と考える。したがって国民運動＝独立運動との理解は誤りであると主張する。その上で、国民運動にいかに対処すべきであるのかという「植民帝国の深憂大患」は、容易に解決しうるものであるとして以下のように断じている。⁶²⁾

「国民運動は人間の性情に由来するものであるから、一旦自己に目覚めたる民族の国民的意識を滅却することの不可能なるは弁を須たぬ。然らば如何に処すべきか、答弁は簡単にして平凡である、曰く正当にして秩序ある発達を遂げしむるに在り。」⁶³⁾

吉村が「簡単にして平凡」と論じる解決策を、イギリスをはじめとするヨーロッパの植民地帝国が何故行うことができないのかについては、「欧州列強が植民地を獲るや之を統治するに善政主義を執つた」ことにあると述べる。彼はインドやエジプトにおいてヨーロッパ流の教育が自由、平等、民主の思想を民衆の間に広め政治・経済上の自由に対する憧憬が政治運動として展開されるに至った状況になった時代においても「『東は東、西は西』、亜細亜、亜弗利加の人民は自治政府を享有するの資格なし」といった「独断偏見」に基づいた姿勢を、ヨーロッパ植民地帝国に見られる優越意識の表れであると非難する。⁶⁴⁾

このようなヨーロッパ植民地帝国の態度が原因となり、インドにおいて「英国政府が国民運動の心理と潜在力とに対し透徹せる識見のなかつたのと、東方の人民は本来自治政治の運用に適せずといふ偏見に囚はれたのと、印度人の騒擾に対する行政的手段の機宣を得なかつたのとに依り、印度教徒の運動は益々左傾すると共に、回教同盟も亦深く英国の信頼するに足らざるを思ふやふになり、大戦の前年に至り遂に翻へつて印度教徒と握手することとなり、国民運動は印度全國を風靡すると共に革命的性質を帯ぶるやうになり来たつた」と論じる。⁶⁵⁾

さらに吉村は、国民運動の過激化の原因として「もつと本質的な、もつと一般的な原因」として「経済的帝国主義」すなわち「資本主義」があると述べる。吉村は、19世紀後半から国家の民主化が進み、産業化が進展するにしたがって、「国家の活動は主として経済的

62) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」、66頁。

63) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」、68頁。

64) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」、68頁-69頁。

65) 吉村源太郎「植民地に於ける國民運動」、71頁。

利益の追求に存するやうになり、此に経済的帝国主義なるものが政治上経済上社会を支配する原動力となつた」と分析し、それらの国家が展開する「近代の植民政策なるものは実に此の主義の一表現に過ぎないのである」と断ずる。⁶⁶⁾

すなわち「現代国家の植民地領有は実に経済的帝国主義に基く」ものであり、「現代国家が植民地を領有する由来右の如しとするならば、之を統治するに当て如何なる主義方針を執るべきかは推想に難くはない。植民地は母国民の経済的利益の為に存するのだ、植民地に生活する異民族に対する態度は母国民の利益を標準として決せらるるのだ」との考えに基づいた植民地政策が展開されることに結び付くとする。こうした政策は、「英にせよ、仏にせよ、独にせよ、植民帝国と称せらるるものも、亜細亜、亜弗利加に於ける行動を検すれば一として此の圏外に逸するものはない」ほど一般的になっているとしてヨーロッパの植民地帝国を批判している。⁶⁷⁾

吉村は、これらの植民地帝国における内政と外政とを比較すると、「民衆と専制、自由と圧政、平等と階級、寛宏と酷薄」といった極めて「相反するの甚しき」状態が観察されると述べる。こうしたダブル＝スタンダードは、植民地の人々の不満を醸成する。したがって、「植民地に於ける国民運動は経済的帝国主義の当然の帰結であるといへる」と論じるのである。吉村は彼の結論を強調して以下のように述べる。⁶⁸⁾

「論じて此に至れば予が前に国民運動に処する対策は其の正当にして秩序ある発達を遂げしむるに在りといつた意義を明かにし得たと思ふ。国民運動をして正当なる発展の道を取らしむが為には、『東は東、西は西』、自治政府は欧人の専有に属し、亜細亜、亜弗利加の人民の理解し運用し能はざるものなりとする独断偏見を去るべきは勿論、更に根本的には断然経済的帝国主義を抛擲し去らなければならぬ、植民地を以て母国の利益の為に存すとする主義を変改せねばならぬ、植民地を以て俎上の魚とする思想を抛却せねばならぬ、植民地人民の人格を尊重し、彼等は他人の為に存在するものにあらずして、自己の為に生活するの権利あることを認め、其の智能を開発する為教育を受くるの権利あることを認め、政治上経済上自治の権利あることを認めねばならぬ。」⁶⁹⁾

論考の最後に吉村は、「アア資本主義の現代に在て経済的帝国主義の抛棄を説く、迂愚

66) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、72頁。

67) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、72頁-73頁。

68) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、74頁。

69) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、74頁-75頁。

の毀は固より甘んじて受くるところである、唯我が朝鮮、台湾の前途を想ふて感慨已むことを得ず敢て此の拙文を草する所以である。吾が論ずるところの遂に空論に帰せざらむことを祈りて此に筆を擱く」と述べ、日本の植民地統治がイギリスをはじめとするヨーロッパ植民地帝国のような誤りを犯さないことを提議するのであった。⁷⁰⁾

(2) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」『外交時報』 1922年7月

インドにおける国民運動の急進化を憂慮していた吉村は、「今日の印度には指導的勢力がない。民衆は帰趨に迷つてゐる。進んで独立の旗幟を翻へすことも出来ず、退いて英国の統制の下に忠実なることも出来ぬ」と述べ、混沌としたインド情勢の分析を続けていく。その際吉村は、第1次大戦後に影響力を増していたガンディーによる非協同運動に言及する。⁷¹⁾

既に述べたように吉村のガンディー評価は極めて否定的なものであった。彼はガンディーの影響力の大きさを認めながらも、「彼は決して或者の讚歎する様な聖雄でもなければ、深遠なる哲理を把持するものでもなく、一言にして画せば無政府主義の徒にすぎない。彼に率ゐられ行く民衆の到達する境地の如何なるべきかに想到すれば、印度の将来に対し人掬の涙なきを得ない。彼が如き言説の勢力を得ることこそ印度に指導的勢力なきことを反証するものといふべきである」と論ずる。吉村にとって、ガンディー指導による不服従運動は、「行政を阻害し産業を委靡せしめ社会の安寧を危く」するものであり、「無政府状態を現出することに至つては従来革命運動と毫も異なることは明かなる事実」であり、「根底を流るるニヒリズムの色彩」が、「古来深く民心に浸潤せる印度思想に投合して民心をいやが上にも激動せしめつつある」と主張した。⁷²⁾

吉村は、社会主義、無政府主義、虚無主義を取り上げ、それらの思想は共通して「現状破壊の方面」を持つが「建設的方面」が欠けているとし、ガンディーの運動を「印度の義和団とも目すべく、印度を賊しこそすれ印度に幸福を齎すものではない」と批判するのである。⁷³⁾

吉村は、このような事態が生じたのはイギリスの統治力の衰えに代わりインド民衆を指導する勢力が未熟であるためであるとし、そのために「ガンヂーの如きデマゴグの傀儡となり易き所以」となっていると断じ、それゆえにインドにおける「自治の前途尚遠遠の想あらしむる所以である」と憂慮する。⁷⁴⁾

70) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、77頁。

71) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」『外交時報』第425号 1922年7月、68頁。

72) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」、70頁。

73) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」、71頁。

74) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」、75頁。

さらに吉村は、こうした傾向はインドにのみ見られることではなく、イギリス帝国の植民地に共通して見られることであるとし以下のように指摘する。

「更に眼を放て印度以外の英国の版図に於ける国民運動を觀れば、愛蘭に於てはホーム・ルール（自治）よりドミニオン・ホーム・ルール（自治領的自治）となり、更に独立共和国と為らしむとしてをる埃及に於ては英国の保護国たる地位を脱却し、独立の名義を獲得し、英国と同盟条約を締結せむとしてをる。是等の事象が如何に印度の国民運動に影響を及すべきか。英国の前途益々多難なるは云ふを待たぬところである。」⁷⁵⁾

また吉村は、インド国民運動穏健派ですら今やインドは他の自治領が有している地位を当然与えられるものと考えに至っているものの、インドがイギリスの国際戦略上重要な位置づけを持っているため「自治領の地位を享くる」ことは「極めて困難」であると述べた上で、「英国の所謂東方策なるものは印度を枢軸として活動しつつあつた」とし、日英同盟もその一環であると論じる。こうした事情を考慮すると「殆ど英国の統制を喪失せしむるに等しき自治権の付与を印度に許容せむといふことは印度の保安が国際的に保障せられざる限り極めて至難の事といはざるを得ぬ。」としてインドへの自治権付与に否定的であった。⁷⁶⁾

吉村は、1920年4月、アイルランド法案の討議にあたりアスキスがアイルランドに自治領と同一の自治を付与しようとした際、首相ボナローが「アスキス氏が愛蘭に自治領的自治を与へよといふのは、愛蘭を共和国たらしめよいふに異なる」と述べて強硬に反対したことに触れ、「自治領の政治的地位の如何なるものであるかは察するに難くない。かかる独立にも等しき地位を今日の紛糾混乱せる国際関係の下に、人種を異にし、宗教を異にし、思想感情を異にする印度に付与することの、英国として可能なるや否やは論ずるまでもないことであろう」と述べた。このように吉村は、インド側およびイギリス側の双方の事情によって、「印度統治の前途極めて暗澹たりと思はしむる事情の存在する」ことを指摘したのであった。⁷⁷⁾

（3）「英國労働党内閣と印度統治」『外交時報』1924年4月

1923年に行われたイギリス総選挙の結果、保守党は第1党の地位は維持したものの大幅

75) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」, 75頁。

76) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」, 75頁-77頁。

77) 吉村源太郎「印度統治の前途如何」, 77頁-78頁。

に議席を失い、1924年1月、第2党に躍進した労働党と第3党の自由党の連立政権が成立した。吉村は、イギリスにおける労働党政権の成立によって、ロシア革命政権の承認、吉村が無政府主義者と断ずるガンディーの釈放が行われたことについて、「社会主義的施設の今にも現前するが如く一種革命来の脅威を覚えしめるものがある」と危惧を表明したが、同時に議会に過半数を持たない労働党内閣は安定性を欠いているため連立を組む自由党の意向を無視して極端な政策を遂行することはできないため、劇的な政策的変化は生じないとの見方を示した。しかし、労働党内閣の成立は、国民の多数の要望がどのようなものであるのか、その背景に何があるのかを知る上で検討を要する事態であると述べた。そして、「労働党内閣を出現せしめたる精神と勢力とは今日世界の随所に之を発見するに難くない」とし、「印度問題の根底に横はる精神と勢力」との思想的共通点を指摘した。⁷⁸⁾

一方吉村は、1919年12月に施行されたインド統治改革法について、漸進的にインドに対して自治を付与するための「過渡的緩衝的立法」であると評価したが、一方でインドの自治に反対するイギリス人たちの非難を免れざるとともに、他方インド国民主義者の満足を得るにはならず、「根本的改正」を求める声が双方から高まっていると批判的に分析した。吉村は、インド統治改革法下の実情について、実権を有するものは「英国の官僚」であるとし、「英国官僚の牙城尚厳然として存する限り、印度自治の理想を去る甚だ遠しと謂はざるを得ぬ」と論じた。⁷⁹⁾

インド統治改革法に基づくインド立法議会選挙に対し、インド国民会議急進派は第1回選挙をボイコットしたが、第2回選挙には参加し一定の議席を確保した。これについて吉村は、選挙結果はおおむね穏健派の勝利であるとした上で、いわゆる過激派が選挙に参加したこともよい傾向であると評価する。しかし同時に、「過激派の鼓唱宣揚せるスワラジ(自治)の民心を動盪する勢力の凄まじさ」を看過するべきではないとし、彼が「過激派」と呼ぶインド国民会議急進派の勢力伸長に危惧を表明した。吉村にとって重要な問題は、「此の現勢に直面して労働党内閣は如何なる対策を有するか」であった。彼は新首相マクドナルドが著書『インド統治論』の中で「印度人は英国を信任しない、彼等の信任するところは独り印度である、印度をして自己の運命を支配せしめんとする、印度を理解し、印度に同情あるものにして初めて印度を統治するに足る、而して真に印度を理解し印度に同情を能ふものは印度人の外にない」と述べていたことに触れ、しかし、「労働党内閣の地位、勢力に顧るときは、其の施設するところ、保守党のそのの如く又自由党のそのの如く、印度の穏健派をすら満足せしめざるもの多からざるやを危まざるを得ない」と述べ、労働党

78) 吉村源太郎「英國労働党内閣と印度統治」、43頁-44頁。

79) 吉村源太郎「英國労働党内閣と印度統治」、44頁-45頁。

政権の下でもインド統治政策上画期的な成果は見込めないと結論づけたのである。⁸⁰⁾

（４）「印度に於ける政情の変遷」『外交時報』1927年1月

吉村はさらに、インドにおける「異民族統治の将来は如何なる運命を辿るべきか」を考察するため、1919年12月に施行されたインド統治改革法以降の政情の変化を論じている。⁸¹⁾ 彼は、インド国民会議派指導下における民衆のインド統治改革法に対する態度は3度変化したと指摘する。当初の態度はガンディーの提唱した不服従主義に基づく「絶対的否定」であったが、これは功を奏するに至らなかったと述べる。続いて戦術転換が行われ、「進んで憲法の実施に参加し、中央議会及地方議会の議員となり、其の地位を利用して立法行政を阻害」する方向に転じた。その結果、「中央及地方の議会を通じて多少の勢力を占むるを得た」のであった。しかし、議会内での「行政破壊」運動は、議会そのものの権限が限られていたため「格別の紛擾」を惹起するには至らなかった。そのため最後には「憲法を破壊する意義に於て反対党たる性質を変じて、憲法の下に於て政府に対立する反対党の地位に立たむとする傾向を示すに至った」と論ずる。⁸²⁾

このような変遷の原因について吉村は、①「彼等の運動が何等政治上の経綸を有せざる」ものであり、「英国の提案に対し対案を提出するの責務を感じない」態度であったため、「民心の倦怠を招き世論の変徴を生ずるに至った」こと、②ラクナウ会議以降「共に英国政府に対し、速かに印度に自治を与ふべき旨の決議」を行い連携していたヒन्दゥー教徒とイスラム教徒とが、近年敵対関係になり衝突を繰り返す状況となり、1924年以降は協同してイギリスに抵抗しようとする機運が衰えたこと、③「スワラジ党と独立党との連盟に亀裂の生じたこと」、の3点であるとした。このため、インド国民運動の大勢はインド統治改革法を肯定した上での立憲的反対党の立場をとるものとなったと述べた。⁸³⁾

このような変化を示す例として吉村は、1924年後期の中央立法議会におけるインド国民運動の対応を挙げている。インド政府によって提出された印度製鉄業保護法案および鉄道発展のための提案に、スワラジ党も独立党もともに賛成したのである。しかし、1925年に入ると、独立党は完全にスワラジ党から分離し、予算案に反対する姿勢に転じた。そのため立法議会における影響力が衰えたスワラジ党は、インド憲法の運用に参加することが自派の勢力拡大のためには必要であるとの考えに傾いていった。こうした「所謂内部よりの

80) 吉村源太郎「英國労働党内閣と印度統治」、48頁。

81) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」『外交時報』第530号 1927年1月、71頁。

82) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」、74頁。

83) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」、74頁-75頁。

破壊が効を奏せざる」ことを認識した対応は、地方にもおよび、中央立法議会のみならず地方立法議会でも、ガンディーやネルーの指導による不服従運動は衰退していった。こうした不服従運動派の衰退は、立法議会のみならずインド国民会議内部でも明らかとなった。1925年の国民議会は、「さながらにスワラジ党の断末魔の悲劇を展開したもの」と吉村が論じたような状況を呈し、インド国民会議はガンディー路線から決定的に転換することとなった。インド国民運動は、「其の賛成すべきは賛成し、其の反対すべきは反対すべしといふ批判的協同の説を唱ふるものがスワラジ党内に勢力を得来り、温和派、及独立派を包容する国民党を組織するの気運に向つた」のであった。吉村は、ガンディーやネルーらの「スワラジ党の憲法否定の立場は孤城落日の姿であつて、政治運動の大勢は英国との協同に傾き憲法の運用に参与して自治の促進を図るに在るといふことを得る」情勢となったと述べた。こうした傾向は、吉村の期待した情勢変化であると思われたが、しかし吉村は、事態は「樂觀を許さぬ」状況であるとし、その原因として、①「印度国民運動の根底に横はる思想」、②「非協同運動の頹勢と共に台頭し来れる印度教徒と回教徒との反目抗争」があると論じた。吉村は、①については、「峻厳なるカーストの制度」や「深酷なる人種的宗教的反感」、「文字を解するもの全人口の六分にも及ばざる事実」などの民主主義と相いれない特徴を有するインドに議会制度を施行することの困難性の存在を指摘し、また、インド国民運動のインド統治法に基づく行政運営への協力姿勢は、他に手段がないことからくるものであり、「根本思想の変化と見るべきではない」と見ていた。そして、「愛蘭に於けるシンフェインの思想、南阿連邦に於けるボアの思想、皆同一系統に属するもので全く死灰に帰したものではない。其の再燃天を焦すに至るや否やは、固より吾人の知る能はざるところである」と述べた。また、②については、「両教徒の抗争軋轢は宗教の範囲を超え政治上経済上社会上各般の問題に及び、地方団体の自治は直接に其の影響を蒙る」ものであり、「殊に回教徒は印度教徒に比し其の人口三分の一にも及ばざるが為に、多数を基礎とする議会制度に於ては、其の利権が動もすれば印度教徒の為に蹂躪せられんことを危惧」していると分析する。イギリスによるインド統治法には団体的代表制度によりマイノリティーであるイスラム教徒に有利な面があり、インド国民会議派との対立原因となっていると分析した。⁸⁴⁾

さらに吉村は、スワラジ運動の衰退に伴って、今やイスラム教徒たちはスワラジ運動の将来性に懐疑的になっていると述べる。イスラム教徒にとってスワラジ運動とはヒンドゥー教徒のための運動であるとの疑念があると見るのである。実際1926年1月、ムスリ

84) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」、79頁-81頁。

ム連盟大会で出された宣言もこれを裏付けるものであった。吉村は「是れ一九一六年ラクノウ以来の大反動であつて、回教徒の政治的将来は印度教徒の進まんとする道には存せざることを明にしたもの」であると論じた。⁸⁵⁾

両教徒の対立は次第に深刻度を増していき、吉村も両教徒の将来における融和も困難であると断じた。それは、対立の原因が「深く国民生活の本質に根ざすもの」であるからだと分析し、以下のように結論づけている。

「英国の統制力が強大なる間は或は両者の葛藤を弾圧し裁制し、調整することを得たとしても、統制力の減退するに随て両者の反目は益々甚しからむとする理由がある。而して専制政治より立憲政治に遷るは印度憲法の目的とするところであるから、此の憲法に依て両者の抗争を融和することの望みなきは当然である。英国の憲法付与が結局ヂャスチファイせられたかといふに対して疑を存せざるを得ない理由の一は此にある。」⁸⁶⁾

（5）「印度憲法の将来」『外交時報』1933年6月

イギリス政府は1933年3月17日、インド統治法改正案を議会に提出した。吉村はこの改正案をインドの政情に照らして検討し、その将来的展望について論じた。

先にも述べたように、1919年12月に成立したインド統治改革法は、施行後10年を経過後、調査委員会を設けて改正のための検討が行われる旨規定されていた。同法の下での実績に関して、吉村は、「印度に於ける国民運動は印度統治法の実施に依つて毫も緩和せらるるに至らず、却つて益々其の氣勢を昂揚された」と総括し、サイモン委員会の設置を余儀なくされたと述べている。しかし、設置されたサイモン委員会は、イギリス議会議員のみで組織されたため、インド人たちのボイコット運動に直面した。インドの国民運動はサイモン委員会への反対運動を激しく展開するに至る。⁸⁷⁾

サイモン委員会報告は1930年6月に発表されたが、その「微温的」で「漸進的改革」はインド人たちを到底満足させえず、かえって国民運動を激化させるものとなったと吉村は見る。事態を打開するためイギリス政府は、1930年から1932年までの間に3回の円卓会議をロンドンで開催したが、再び影響力を増し国民運動の主導権を握るに至ったガンディー派は第1回の会議をボイコットし、第2回の会議には参加したが成果はなく、第3回の会議時は投獄中であり、イギリス政府とインド国民会議との対立に変化がもたらされること

85) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」、82頁。

86) 吉村源太郎「印度に於ける政情の変遷」、82頁-84頁。

87) 吉村源太郎「印度憲法の将来」『外交時報』第684号、1933年6月、113頁-114頁。

はなかった。しかし、イギリスの挙国一致内閣首相マクドナルドは、1931年12月、サイモン委員会報告に基づいたインド統治法改正案が作成されることを決定したのであった。⁸⁸⁾

この情勢について吉村は、1917年のモンタギュ宣言においてイギリス政府がインドに付与することを約束した政治機構がいかなるものであったかは「甚だ明確ではなかつた」とし、宣言にはただ「責任政治」とのみあったことを取り上げ、「責任政治の最も発達せるものは所謂自治領であることは英国植民地統治の常識」であると述べ、したがって「将来印度に付与せらるべき政治機構も必ずや自治領たる政体であらうとは何人も想定し得べきことであつた」と論じる。加えてインドは、「従来英国代表と自治領代表とのみの会合であつた帝国会議」に大戦中初めて参加するとともに戦時内閣にも班列し、第1次大戦終結時のベルサイユ条約にも署名し、国際連盟にも参加していた。これによって国際的には「印度は大戦後自治領と同一の待遇を付与せられた」と見ていた。自治領の地位に関して吉村は、1926年の帝国会議でなされた「大不利顛及自治領は英帝国内に於ける自治的社会にして、其の資格を同うし、内政外交に関し何等相互に従属の關係に立つことなく、自由の意思を以て英帝国を構成するものである」という報告に言及した上で、「今回の改正提議なるものは、此の終局の目的に対し果して如何なる地位を占むるものであらうか」と問い、検討を進めていく。⁸⁹⁾

吉村はインド統治改革法案によるインド統治機構を検討する中で、総督及知事の権限、連邦および州議会の機能、官吏の地位について簡潔に触れた後、その問題点を指摘する。吉村は、①人民に参政権を付与し責任政治が貫徹している外観を有しているもの、「国防、外交、宗教の三大要務は全然政府責任の範囲外」であること、②「特別責任」事項の規定があり、それは治安維持、財政および信用の安定、国防、外交および宗務に關係する一切の事項におよぶ点、③行政各部において重要な地位を占める「官僚は凡て英国大臣の独り任免する」という点などを挙げ、インド統治法改革案は「自治制度を付与すといひ、責任政治を実施すといふも、自治責任の機構は余りにも保障の鉄壁に包圍圧迫せらるるを感ぜざるを得ない。翻つて之を英国の声明し誓約したる自治領的地位と対比すれば、其の懸絶一に何ぞ甚しきやと問はざるを得ない」と厳しく批判する。⁹⁰⁾

インドの対イギリス世論も悪化していた。これに対してイギリス政府は、1929年末、総督アーウィンに声明を出させ沈静化に努めた。しかし、イギリス政府の姿勢が一貫性を欠いたためインド国民会議の反発を惹起する情勢となり世論は一層過激化し完全独立を求め

88) 吉村源太郎「印度憲法の将来」、115頁。

89) 吉村源太郎「印度憲法の将来」、115頁-117頁。

90) 吉村源太郎「印度憲法の将来」、120頁-121頁。

るようになっていった。吉村は、「国民運動に依つて醗酵せられた印度の政情已に此くの如し。自治領的地位に対して反抗する運動すら隠然民衆の支持を受くる形勢なるに、自治領的地位とは似ても似つかぬ改正憲法が如何なる待遇を受くるべきかは推想に余りある。国民政府の成立以来英国は、一方に於ては憲法改正事業の促進を図ると共に他方に於ては国民運動の弾圧に努め、非軍事的反抗運動も暫く其の勢を収めたもののやうであるが、ざりとて之が為めに今回の改正提議が印度民論の容認を受けむことを望むは誤りである」と述べ、インド統治法改正案による事態打開について悲観的であり、「根本的に変革するに非ざれば、印度の政治的不安は鎮まり難しといふが一般の論調である」と分析した。そしてインド統治法改正案について、「今回の提議は益々熾烈なるべき反英運動の一標的を印度の政界に投じたやうなものであらう」と結論づけて論考を閉じるのであった。⁹¹⁾

4. おわりに

拓殖局から出された吉村源太郎の2編の報告書である『印度統治改革問題』および『印度ノ國民運動』を検討すると、吉村が当時最大最強の植民地帝国であったイギリス帝国の植民地統治政策について極めて批判的な立場であったことが分かる。吉村は、イギリスの植民地政策が「一視同仁ノ大義」に基づいているかの外観を持ちながら、アジアやアフリカの被統治民族に対する白人の優越意識を根底に持つものであると見たのである。イギリスは、インド人による自治に基づく責任政治を折に触れて宣言したが、吉村の眼には、結局のところ善政主義に基づく専制政治の域を出ないものと映ったのである。

こうした動向は、イギリス式教育の普及によって自由、平等、民主といった思想がインド人たちの間に浸透していくにつれ、自治権獲得のための国民運動へと結実していったのであった。当時日本で広がりつつあったアジア主義に基づきながら「欧米列強をして、反正せしめん」⁹²⁾ことを主張していた吉村は、アジア民族であるインドに対するイギリスの植民地統治を批判的に見ていた。吉村にとって、第1次世界大戦による民族自決主義の高まりは、こうした被統治民族が国民運動によってその国民性を獲得する機会を提供するものであったと思われる。

また吉村は、当時の植民地帝国に共通する思想について、本国の経済的利益のためには植民地の犠牲を厭わない「経済的帝国主義」が蔓延していると指摘した上で、その放棄を提唱している。吉村は「経済的帝国主義」によって被統治民族の国民運動が急進化するこ

91) 吉村源太郎「印度憲法の将来」、121頁-123頁。

92) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、36頁。

とを危惧していた。「経済的帝国主義」を放棄することによって植民地帝国の「深憂大患」である被統治民族による国民運動の急進化を回避し、「其の正当にして秩序ある発達を遂げしむる」⁹³⁾ことが可能になると主張した。

それではイギリスを含む欧米の植民地政策に対して極めて批判的であった吉村は、日本帝国主義に対しても同様に批判的であったのだろうか。確かに吉村は、「経済的帝国主義」を批判する論考の中で、「アア資本主義の現代に在て経済的帝国主義の抛棄を説く、迂愚の毀は固より甘んじて受くるところである。唯我が朝鮮、台湾の前途を想ふて感慨已むことを得ず敢て此の拙文を草する所以である。吾が論ずるところの遂に空論に帰せざらむことを祈りて此に筆を擱く」と述べているように、日本帝国主義にも好ましくない傾向があることを指摘していたが、日本の植民地統治政策は、「一視同仁」、「同文同種」といった原則からは大きく乖離しておらず、欧米諸国の植民地統治政策とは全く異なるものであると認識していた。それは、韓国併合につながっていく日露戦争の戦勝を、吉村が国民運動の高揚に資するものとなったことを繰り返し論じていることからも見取れる。すなわち吉村は、イギリスのインド植民地統治を厳しく批判したが、それは帝国主義そのものを批判したものではなかったと言えよう。彼は「所謂国民運動とは植民地の民族が母国に対し其の国民性を主張する運動である」と規定し、「国民運動は植民地の人民が其の政治上、経済上及社会上に於て自主自治の地位に立たむことを主張するものであつて、母国を排除し、其の統制を脱するを以て其の本質とするものではない」と力説する。こうした成功例として、吉村は、1707年のイングランドとスコットランドとの合邦を挙げている。そして、「国民運動といへば直に独立運動なりと解するは独立以外に国民運動の行動すべき天地の存し、而かも是こそ寧ろ其の本質なることを知らざるの過なりといはざるを得ない」として、国民運動の急進化を激しく批判していたのである。⁹⁴⁾

このような吉村の報告書は、実際の日本による植民地統治にどのような影響力を持っていたのであろうか。吉村が拓殖局の嘱託としてインドに関する報告書を出した当時、朝鮮総督府の警務局長として統治政策の中心的役割を担った丸山鶴吉は、1922年4月に行った「朝鮮統治の現状及将来」⁹⁵⁾と題する講演の中で、吉村が1921年9月に拓殖局嘱託として執筆した報告書『埃及問題』⁹⁶⁾に言及し、その内容を詳細に紹介しながら、「拓殖局の嘱

93) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、74頁。

94) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、66頁。

95) 丸山鶴吉「朝鮮治安の現状及将来」朝鮮総督府 1922年9月21日（1922年4月20日講演筆記）近藤銀一編『齋藤総督の文化統治』友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年。

96) 吉村源太郎『埃及問題』拓殖局 1921年9月。

託が調べたもので、エジプトの問題に関する小冊子に至極当を得て居ります」⁹⁷⁾と述べて高く評価していた。丸山の講演はインド情勢についても詳しく言及を行っているが、ガンディーの主導した「印度の非協同運動は非常な力を以て進みつつあると云ふことが現在の状況であります。この印度の現状は余程注意しなければならぬのであります」⁹⁸⁾として批判的に言及し、またイギリスのインド統治政策に関しても、その「高圧的政策が功を奏するかといへば、それ俄かに判断ができないのであります…色々議論が在つたやうであります」⁹⁹⁾として微妙な表現ながら距離を置く立場を表明していた。そして日本による朝鮮統治に関しては、「今日のやうな世界の思潮に際して、唯朝鮮人を可愛がつて発達せしめて遣ると云ふ善政主義では、到底朝鮮の統治の将来には適せぬのではないかと思ひます。どうしても朝鮮人の自治的精神、言葉を換へていへば、朝鮮人本位の政治の範囲を拡大し、朝鮮人の権利自由を伸長すると云ふ政治の行きかたでなければならぬと私は常に考えて居るのであります」¹⁰⁰⁾と述べていた。

丸山が吉村のインド関係報告書に依拠してインド情勢について論じたか否かについて確定することはできないものの、エジプトに関する言及、急進的国民運動およびイギリスによる統治政策に対する批判的言及、被統治民本位の植民地政策の提唱といった主張の類似性から推測すると、その蓋然性は高いと思われる。吉村のインド関係報告書は、現実に日本の植民地統治担当者によって優れた調査報告書として用いられたと思われる。こうして見ると、吉村源太郎の植民地統治認識は、アジア主義を提唱しながら同化政策や日本の国力発展を推進しようとしていた当時の日本の植民地統治方針と極めて整合的なものであったと考えることができよう。

謝辞

本論文は、科学研究費補助金基盤研究（B）〔15H03234〕の助成を受けて行った研究成果の一部である。記してここに感謝申し上げる。

インド関連年表（東亜研究所『印度年表草案』1939年、を参考に作成。）

1833年 インド統治法（インドにおけるイギリスの主権を公認）

1857年 インド大反乱

97) 丸山鶴吉「朝鮮治安の現状及将来」、402頁。

98) 丸山鶴吉「朝鮮治安の現状及将来」、399頁。

99) 丸山鶴吉「朝鮮治安の現状及将来」、399頁。

100) 丸山鶴吉「朝鮮治安の現状及将来」、396頁。

- 1858年 インド英領直轄植民地となる
- 1861年 インド参事会条例（立法議員の倍加，インド人に初めて議席を付与，州政府に参事会を設置する権限を総督に付与）
- 1877年 ヴィクトリア女王のインド皇帝宣言
- 1883年 イルバート法案提出（インド人裁判官に欧人に対する裁判権を付与），後に撤回
- 1885年 インド国民会議設立
- 1892年 インド参事会条例（立法参事会の増員）
- 1899年 カーゾン総督に就任
- 1905年 ベンガル分割令発布（民族運動の分裂を企図，ミントー総督就任）
- 1906年 インド国民会議（スワデシ，スワラジをスローガンとする）全インド回教同盟創立
- 1907年 ミントー総督のインド統治改革宣言
- 1909年 モーレー＝ミントー改革発布（中央立法議会拡大，回教徒代表が初めて州立法参事会に議席，インド参事会条例改正）
- 1911年 ベンガル分割令廃止
- 1915年 インド国防法
- 1916年 チェルムスフォード総督就任，国民会議ラクナウ大会，回教同盟と合同自治要求
- 1917年 モンタギュ宣言（インド大臣がインド人の政治参加に依る責任政府実現を宣言）
英帝国会議に初めてインド代表が参加
- 1918年 モンタギュ＝チェルムスフォード改革案発表
- 1919年 インド統治改革法案が英国議会通過，治安維持のためのローラット法実施
インド国民会議，ムスリム連盟と共に非協同運動を展開
- 1920年 ガンディー，インド国民会議議長に
- 1921年 ガンディー提唱によるスワラジ運動の展開
- 1922年 ローラット法撤廃，国民運動は議会参加闘争傾向となる
- 1927年 インド新憲法案作成のためのサイモン委員会任命，反対運動の展開
- 1930年 サイモン委員会報告書提出，ロンドンで第1回英印円卓会議
- 1931年 第2回英印円卓会議
- 1932年 第3回英印円卓会議，市民的不服従運動開始
- 1933年 サイモン報告書に基づくインド統治法案，英国議会に提出
- 1935年 インド統治法案イギリス議会通過，いわゆるインド新憲法の制定
- 1936年 インド国民会議，新憲法反対決議

植民地官僚のインド問題認識（加藤道也）

The Indian Problems Observed by a Government Official
: The Views of YOSHIMURA Gentaro

KATO Michiya

Key Words : YOSHIMURA Gentaro, Colonial Bureaucrat, India, Colonial Rule

Abstract

YOSHIMURA Gentaro was a colonial bureaucrat who was engaged in the Colonial Bureau after he had retired from the Japanese Government Bureau of Kwantung Leased Territory. He published two reports on the independence movement in Colonial India. In these reports, he criticized not only the British rule in India but also the extremists in the independence movement and insisted that Home Rule was the most preferable answer for both British Empire and Colonial India although he had a very pessimistic view on it.